

指定給水装置工事事業者 指定時確認事項調書

氏名又は名称
郵便番号、住所
代表者氏名
電話番号

①指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間	【公表： 可 不可 】
・休業日：	
・営業時間：	
漏水等修繕対応の可否	【公表： 可 不可 】
(該当するものに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です)	
・公道部の給水装置の修繕	[可 • 不可]
・屋内部の給水装置の修繕	[可 • 不可]
・その他	[]
対応工事種別	【公表： 可 不可 】
(該当するものに○をつけてください。)	
・配水管からの分岐～水道メーター	[新設 • 改造 • その他 ()]
・水道メーター～宅内の給水装置	[新設 • 改造 • その他 ()]
その他	【公表： 可 不可 】
・緊急時連絡先	

- ※ 市ホームページ等への掲載を検討しています。公表不可の場合は空欄として掲載します。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36條

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下号を抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保すること。

上記内容の公表の可否（市ホームページ等への掲載を検討しています。）

【公表： 可 不可 】

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表対象外です。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてご利用ください。

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下号を抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要（※施行しない場合□）

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管 の接合、いずれの経験 も有している ※1 (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)	保有している資格等 ※2、※3

上記内容の公表の可否（市ホームページ等への掲載を検討しています。氏名は公表対象外です。）

【公表： 可 不可】

※1 雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記載してください。

※2 以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ・水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ・職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※3 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてご利用ください。